# ○外務委員会

## 条約（一三件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 委員会付託 | 参議院 委員会議決 | 参議院 本会議議決 | 衆議院 委員会付託 | 衆議院 委員会議決 | 衆議院 本会議議決 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 五九、一二、一一 | 五九、一二、一一（予） | 五九、一二、一三 承認 | 五九、一二、一四 承認 | 五九、一二、一一 | 五九、一二、一三 承認 | 五九、一二、一三 承認 | |
| 2 | 国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件 | 〃 | 六〇、三、二五 | 六〇、三、二五（予） | 六〇、五、一四 承認 | 六〇、五、一七 承認 | 六〇、三、二五 | 六〇、四、一九 承認 | 六〇、四、一九 承認 | |
| 3 | 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 三、二五 | 三、二五（予） | 五、二一 承認 | 五、二四 承認 | 三、二五 | 四、二四 承認 | 五、九 承認 | |
| 4 | 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 三、二五 | 三、二五（予） | 五、二一 承認 | 五、二四 承認 | 三、二五 | 四、二四 承認 | 五、九 承認 | |
| 5 | 北太平洋のおっとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 三、二五 | 三、二五（予） | 五、二一 承認 | 五、二四 承認 | 三、二五 | 四、二四 承認 | 五、九 承認 | |
| 6 | 米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 四、三 | 四、三（予） | 六、四 承認 | 六、七 承認 | 四、三 | 五、三 承認 | 五、三 承認 | |
| 7 | 万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件 | 参 | 四、三 | 四、三 | 四、一六 承認 | 四、一七 承認 | 四、三（予） | 六、一九 承認 | 六、二四 承認 | |

# 内閣提出法律案（一件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | |
| 8 | 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 | 参 | 六〇、四、三 | 六〇、四、三 | 六〇、四、一六 承認 | 六〇、四、一七 承認 | 六〇、四、三（予） | 六〇、六、一九 承認 | 六〇、六、二四 承認 | |
| 9 | 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 四、三 | 四、三 | 四、一六 承認 | 四、一七 承認 | 四、三（予） | 六、一九 承認 | 六、二四 承認 | |
| 10 | 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 四、三 | 四、三 | 四、一六 承認 | 四、一七 承認 | 四、三（予） | 六、一九 承認 | 六、二四 承認 | |
| 11 | 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 四、三 | 四、三 | 四、一六 承認 | 四、一七 承認 | 四、三（予） | 六、一九 承認 | 六、二四 承認 | |
| 12 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 四、五 | 四、五（予） | 六、二〇 承認 | 六、二四 承認 | 四、五 | 六、四 承認 | 六、四 承認 | |
| 13 | 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 五、一三 | 五、一三（予） | 五、一三 承認 | 五、一三 承認 | 五、一三 | 五、一三 承認 | 五、一三 承認 | |
| 19 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 六〇、二、五 | 六〇、二、五（予） | 六〇、四、四 可決 | 六〇、四、五 可決 | 六〇、二、五 内閣 | 六〇、四、二 修正 | 六〇、四、二 修正 | |

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、一九七七年（昭和五十二年）に締結され、その後有効期間を一年ずつ延長してきたいわゆる「日ソ漁業暫定協定」及び「ソ日漁業暫定協定」の有効期間を長期化するため、交渉が行われた結果、本年十二月七日に東京で署名されたものであり、両暫定協定の規定を一つの協定に規定したものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国政府は、自国の関係法令に従い、自国の二百海里水域（以下「水域」という）において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

二、各締約国政府は、自国の水域における他方の国の漁船のための漁獲割当量等の操業条件についての決定を毎年行う。この決定は、この協定に基づき設置される日ソ漁業委員会における協議の後、資源状態、自国の漁獲能力等の関連要因を考慮して行われる。

三、各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船に対し許可証を発給し、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができる。

四、各締約国政府は、自国の国民及び漁船が、他方の国の水域において生物資源の保存措置その他の条件に従うことを確保するために必要な措置をとる。

五、各締約国政府は、自国の生物資源の保存措置その他の条件を他方の国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、自国の水域において、必要な措置をとることができる。各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船を拿捕し又は抑留した場合には、とつた措置等について他方の国の政府に通報する。拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に速やかに釈放される。

六、両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。

七、両締約国政府は、日ソ漁業委員会を設置する。委員会は各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成し、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。委員会は、操業条件その他この協定の実施に関連する問題を協議し、又は検討する。

八、この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

九、この協定は、一九八七年十二月三十一日まで三年間効力を有し、いずれか一方の政府が有効期間満了の六箇月前までに終了通告を行わない限り、順次一年間効力を存続する。

**委員長報告**

ただいま議題となりました日ソ間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、従来一年ずつ有効期間を延長してまいりましたいわゆる日ソ漁業暫定協定及びソ日漁業暫定協定の内容を一つの協定に規定し、有効期間を長期化しようとするものでありまして、日ソ両国政府が自国の二百海里水域における他方の国の漁船による漁獲を許可することのほか、相手国の漁船のための漁獲割り当て量等の操業条件の決定の方法、許可証の発給、漁船の取り締まり、日ソ漁業委員会の設置等について定めております。

また、有効期間は一九八七年末までの三年間とし、その後はいずれか一方が終了通告を行わない限り、一年ずつ自動的に延長されることとなっております。

委員会におきましては、漁獲量交渉の見通し、ソ連漁船の小名浜への寄港、サケ・マスに関する新たな枠組みの交渉、昆布に関する取り決めの長期化、ソ連との対話の促進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第二号）**

**要旨**

国際原子力機関の理事会は、現在、原子力に関する技術の最も進歩した九の加盟国（原子力最先進国）、これらの加盟国を含まない地域において原子力に関する技術の最も

進歩した加盟国（地域先進国）及び総会選出理事国から構成されているが、この改正は、一九八四年（昭和五十九年）一月に中華人民共和国が同機関に加盟したことに伴い、同機関の理事会において、同国がその原子力技術水準にふさわしい地位を得られるよう、原子力最先進国として理事国に指定される国の数を九箇国から十箇国に改めることを内容とするものである。

**委員長報告**

ただいま議題となりました国際原子力機関憲章第六条の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この改正は、昨年一月中国が国際原子力機関に加盟したことに伴い、機関の理事会において、原子力最先進国として理事国に指定される国の数を九ヵ国から十ヵ国に増加しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

去る十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）**

**要旨**

この条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域における捜索救助制度を確立するとともに、隣接する関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を促進することを目的として、一九七九年（昭和五十四年）四月ハンブルグで政府間海事協議機関（現在の国際海事機関）の主催により開催された国際会議において採択されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、自国の沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。

二、関係締約国間の合意により、捜索救助区域が設定されなければならない。捜索救助区域の正確な範囲について

合意に達しない場合には、これらの締約国は、その対象となつた水域において捜索救助業務の調整が同様に総合的に行われる適当な措置について合意に達するよう最善の努力を払わなければならない。

三、締約国は、捜索救助業務のための救助調整本部を、また適当と認める場合には救助支部を設置しなければならない。締約国は、適切に配置されかつ装備された国の機関等又はこれらの一部を救助隊として指定するか、又は救助隊には適さないが捜索救助活動を行い得るものを捜索救助組織の構成要素として指定しなければならない。

四、締約国は、必要な場合には、隣接国との間で捜索救助活動の調整を行うものとする。締約国は、国内法令に従うことを条件として、専ら海難の捜索救助の目的で他の締約国の救助隊が自国の領海、領土又は領空へ立ち入ることを認めるものとする。

五、締約国は、実行可能かつ必要と認める無休聴守を国際遭難周波数で行うことを確保しなければならない。救助調整本部は、緊急の状態にある船舶に関する情報を受領したときは直ちに、その情報を評価し、緊急の段階を、不確実の段階、警戒の段階又は遭難の段階のいずれかに区別し、各段階に応じて、必要な措置をとらなければならない。

六、締約国は、捜索救助活動を容易にするため、航海計画、位置通報、最終通報を含めた船位通報制度を確立するものとする。

**委員長報告**

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を行うことを定めたものであります。

次に、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に関する議定書は、欧州経済共同体がその構成国から漁業に関する権限を移譲されたことに伴い、そのような政府間経済統合機関が構成国にかわって大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を締結できるようにするため、同条約に所要の

改正を加えることを内容とするものであります。

最後に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の改正議定書は、オットセイ資源の有効な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたオットセイの獣皮の配分等を定めた北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の適用期間が終了したことにかんがみ、これに所要の改正を加えてさらに一定期間適用することを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）**

**要旨**

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約は、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能となる水準に維持するための国際協力を目的として一九六六年（昭和四十一年）に作成された。この議定書は、一九八四年（昭和五十九年）七月にパリで開催された同条約の締約国の全権委員会議で作成されたものであり、欧州経済共同体がその構成国から漁業に関する権限を移譲されたことに伴い、そのような政府間経済統合機関が構成国に代わつて同条約を締結できるようにするために、同条約に所要の改正を施すことを内容とするものである。

**委員長報告**

一〇二ページ参照

**北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）**

**要旨**

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、我が

国、米国、カナダ及びソ連の四箇国の間でおつとせい資源の有効な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたおつとせいの獣皮の分配等を取り決めたものであり、一九五七年（昭和三十二年）に締結され、その後屢次の議定書等により改正・延長されて昨年十月十三日まで適用されていた。この議定書は、同条約に所要の改正を施した上でこれを適用することを目的とするものであり、昨年十月十二日にワシントンで四箇国により署名された。この議定書の主な内容は次のとおりである。

一、条約を、この議定書によつて改正し、この議定書の効力発生の日から適用する。

二、陸上猟獲との関連で海上猟獲を行うことが許容されるかどうかについて北太平洋おつとせい委員会が勧告する時期を一九八六年（昭和六十一年）十月十三日までとする。

三、条約の有効期間を一九八七年（昭和六十二年）十月十三日までとし、その後は、新条約または改正条約が効力を生じない限り、引き続き一年間有効とする。

委員長報告

一〇二ページ参照

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

中南米地域の経済開発を促進するための国際開発金融機関としては、一九五九年（昭和三十四年）に設立された米州開発銀行があるが、同銀行の業務の対象は主として加盟国政府及び政府機関に限られているため、同地域における民間部門の活性化、特に労働集約的な民間の中小企業の育成のために、これらの企業に対する資金供与の円滑化を図る必要性が認識されるに至つた。このため、米州開発銀行の場で、民間企業に対する直接投資を拡大することを目的とする新たな機構の創設について検討が進められた結果、一九八四年（昭和五十九年）十一月十九日にワシントンで開催された関係国の会合においてこの協定が作成された。

この協定は、米州開発銀行の活動を補足し、中南米地域の民間の中小企業を支援する米州投資公社を設立すること

を目的とするものであり、同公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定している。

なお、同公社の当初の授権資本株式（二億ドル）に対する我が国の応募額は、六百二十六万ドルである。

**委員長報告**

ただいま議題となりました米州投資公社を設立する協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、中南米地域の経済開発を促進するため、米州開発銀行の活動を補足し、民間の中小企業を支援する米州投資公社を設立することを目的とするものでありまして、公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めております。

委員会におきましては、中南米地域の政治経済情勢と我が国の中南米政策、公社の融資条件、米国の出資比率と公社における地位、武器製造業への資金供与の禁止等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の久保田理事及び日本共産党の立木委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）**

**要旨**

万国郵便連合は、その基本的文書である万国郵便連合憲章に基づき機能しており、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに個々の業務を規律する約定が締結されている。憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で通常五年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっているが、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された第十九回大会議では、これら新文書の作成のほか、憲章についても連合の運営の効率化の観点から所要の改正を加えるため、第三追加議定書が採択された。その主な改定点は次のとおりである。

一、連合の機関のうち事務小会議及び特別委員会を廃止することとした。

二、国際事務局は、従来スイス連邦政府の監督を受けていたが、同政府に代わつて執行理事会の監督を受けることとした。

**委員長報告**

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの条約は、いずれも昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものでありまして、このうち万国郵便連合憲章の第三追加議定書は、連合の運営を効率化するため、連合の基本文書である万国郵便連合憲章に所要の改正を加えるものであり、また、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、小包郵便物に関する約定、郵便為替等に関する約定並びに郵便小切手業務に関する約定は、いずれも国際郵便業務における最近の事情を考慮して、連合の運営に関する事項及び料金等の業務上の事項について所要の修正と補足を行った上で、現行の諸文書を更新するものであります。

委員会におきましては、通常郵便物の基本料金の引き上げ、郵便の分野における技術協力等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）**

**要旨**

この一般規則及び条約は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、万国郵便連合一般規則

㈠　執行理事会の権限に連合の財政規則を定める権限、一定の条件に従つて一段階低い分担等級の選定を認める権限、例外的にやむを得ない場合の業務上の取扱い

等につき、関係郵政庁に諮問の上、新たな措置等を暫定的にとることを勧告する権限等を加えることとした。

㈡ 憲章、一般規則その他の文書に関する議案の大会議への提出期限を開会日の六箇月前までとすることとした。

㈢ 連合の経費の分担等級として、五十単位等級と二十五単位等級との間に、新たに四十単位等級及び三十五単位等級を設け、また、一単位等級の下に後発開発途上国等のための二分の一単位等級を新設することとした。

二、万国郵便条約

㈠ 通常郵便物の基本料金を五十パーセント引き上げることとした。

㈡ 小形包装物の最高重量を関係郵政庁間の合意を条件として、一キログラムから二キログラムまで引き上げることとした。

㈢ 特別の郵袋に納められた印刷物についての料金割引率を十パーセントから二十パーセントに引き上げることとした。

㈣ 郵政庁が定める保険付書状の保険金額の限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

㈤ 到着郵便物の量が発送郵便物の量を上回る場合において、相手郵政庁に請求することができる補償金額を超過郵便物一キログラムにつき五フラン五十サンチーム（五百五十円）から八フラン（八百円）に引き上げることとした。

㈥ 航空書状及び航空郵便葉書を転送又は返送する場合には、すべて最も速達の線路（航空路又は平面路）を利用することとした。

㈦ 平面路通常郵便物の閉袋を航空通常郵便物より低い優先度で航空路により発送することができることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の小包郵便物に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、速達小包についての速達料は、現在、最高限度額が五フラン（五百円）となつているが、国内料金が五フランを超える場合には、国内料金を適用することとした。

二、郵政庁が定める保険付小包の保険金額の限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

三、普通小包について亡失等の場合の賠償金額を各重量級につきそれぞれ五十パーセント引き上げることとした。

四、発送及び到着の陸路割当料金をガイドラインとしての性格に改めることとした。

五、継越しの陸路割当料金及び海路割当料金を改定することとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、為替の交換方式として、カード式及び目録式のほか、新たに複合交換方式を設けることとした。

二、振出しの際の為替一口の最高限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

三、振出しの際に徴収する料金の最高限度額を三十フラン（三千円）から四十五フラン（四千五百円）に引き上げ

ることとした。

四、本人払いの為替について、受取人が身体を動かせない等の事情がある場合には、代理人に為替金を払い渡すことができることとした。

五、転送は、必ず新たな為替を振り出す方法で行うこととし、その料金は、元の為替金額から差し引くこととした。

六、振出郵政庁が払渡郵政庁に支払う払渡手数料の率を約十パーセント引き上げることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の郵便小切手業務に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、振出郵政庁は、郵便保証小切手の払出人から料金を徴収することができることとした。

二、加入者名簿が発行されていない場合、又は加入者名簿に記載されるべき情報がデータとして保有されている場合には、郵政庁は、業務上の必要に応じ、この情報の交換方法について取決めを行うことができることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

要旨

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条約として一九七九年（昭和五十四年）十二月十八日に第三十四回国連総会において採択されたものであり、我が国は一九八〇年（昭和五十五年）七月十七日に署名を行つた。

この条約は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約等

において示されている男女平等の原則を敷衍し、男女平等の実現を目指して、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別の撤廃について規定したものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約が撤廃することを求めている女子に対する差別とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。ただし、男女の事実上の平等の促進を目的とする暫定的な特別措置及び母性保護を目的とする特別措置は、差別と解してはならない。

二、締約国は、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により遅滞なく追求するため、立法等の措置をとることを約束する。

三、締約国は、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための立法を含むすべての適当な措置をとる。

四、締約国は、男女の定型化された役割等に基づく偏見及び慣行を撤廃するため男女の社会的及び文化的な行動様式を修正し並びに家庭についての教育に社会的機能としての母性及び子の養育等の男女の共同責任についての理解及び認識を含めることを目的とするすべての適当な措置をとる。

五、締約国は、女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するための立法を含むすべての適当な措置をとる。

六、締約国は、自国の政治的及び公的活動への参加に際する女子に対する差別を撤廃するため及び女子に対し男子と平等の条件で国際的に自国政府を代表する等の機会を確保するためのすべての適当な措置をとる。

七、締約国は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関して男子と平等の権利を与える。

八、締約国は、教育の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

九、締約国は、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するため及び婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するための適当な措置をとる。

十、締約国は、保健の分野における女子に対する差別を撤

廃するためのすべての適当な措置をとり、また、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス等を確保する。

十一、締約国は、農村の女子が直面する特別の問題等を考慮に入れて農村の女子に対するこの条約の適用を確保するため及び農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

十二、締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等及び民事に関して男子との同一の法的能力等を認め、また、個人の移動及び住所等の選択の自由に関して男女に同一の権利を与える。

十三、締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。また、婚姻最低年齢を定め及び婚姻の登録を義務付けるための立法を含むすべての必要な措置をとる。

十四、締約国は、この条約の実施のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長に提出することを約束する。報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

十五、この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会を設置する。同委員会は、締約国の報告を検討し、その活動について経済社会理事会を通じて毎年国連総会に報告する。同委員会は、締約国の報告を検討し、その活動について経済社会理事会を通じて毎年国連総会に報告する。同委員会は、報告等の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条件として国連において作成されたものでありまして、国連憲章、世界人権宣言等に示されている男女平等の原則を敷衍しつつ、政治的、経済、社会的、文化的その他あらゆる分野における女子に対する差別を撤廃することについて定めております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席をも

求めて慎重審議を行い、条約批准の意義と実効性の確保、婦人の政治的、公的分野への参加の促進、家庭科教育等教育の分野における男女同一の取扱い、男女雇用機会均等法と条約との整合性、賃金等雇用の分野における女子差別の撤廃、女子の待婚期間等民法の規定と条約との関係、未批准の婦人関係ＩＬＯ条約の批准の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

去る二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、政策決定の場への婦人の参加の促進、教育、雇用その他あらゆる分野における男女平等の確保等につき政府の努力を要請する決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の会各会派の共同提案として提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

**漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）**

**要旨**

従来、北西太平洋の二百海里外の水域における我が国のさけ・ます漁獲は、昭和五十三年に締結された「日ソ漁業協力協定」と、これに基づく毎年の「さけ・ます議定書」に従つて行われてきたが、ソ連側は国連海洋法条約の採択、経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令の発効等の新たな状況を踏まえ、この協定の終了通告を行つたため、同協定は昨年末をもつて終了した。このため、これら協定及び議定書に代わる新協定を締結すべく日ソ両政府間で交渉が行われた結果、本件協定が署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両政府は、溯河性魚種（さけ・ます）の母川国が当該魚種に関し第一義的利益及び責任を有することを認める。

二、両政府は、母川国が自国の二百海里水域及び二百海里外の水域におけるさけ・ますの漁獲に対する規制措置を定めることによつてさけ・ますの保存を確保することを

認める。

三、両政府は、さけ・ますの漁獲が二百海里水域においてのみ行われる（これが経済的混乱をもたらす場合を除く。）ことを認め、北西太平洋の二百海里外の水域における我が国によるソ連系さけ・ますの漁獲の条件に関し合意に達するため協議を行う。

四、北西太平洋の二百海里外の水域におけるソ連系さけ・ますに関する規制の実施は、両政府間の合意に基づき行われる。その場合、同水域において漁獲を行う日本漁船に対する許可証は日本側が発給し、ソ連側は日本側の通報に基づき許可証に関する登録を行う。ソ連側は日本漁船を臨検・拿捕できるが、裁判管轄権は日本側のみが有する。

五、漁獲の条件、規制の実施等の合意は、日ソ漁業合同委員会の議事録に記載され、これを両政府が承認することにより決定される。

六、両政府は、漁業の分野における科学的調査の実施、漁獲、増・養殖の技術の改善等について協力する。

七、両政府は、北西太平洋の二百海里外の水域における生物資源の保存及び管理について協力する。

八、両政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業合同委員会を設置する。

九、この協定は、一九八七年十二月三十一日まで効力を有し、いずれか一方の政府が有効期間満了の六箇月前までに終了通告を行わない限り、順次一年間効力を存続する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました日ソ漁業協力協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

従来、北西太平洋の二百海里以外の水域における我が国のサケ・マス漁獲は、昭和五十三年に締結された日ソ漁業協力協定と、これに基づく毎年のサケ・マス議定書に従って行われてまいりましたが、ソ連側は国連海洋法条約の採択等の新たな状況を踏まえ、この協定の終了通告を行ったため、これら協定及び議定書にかわるものとして、交渉の結果、本件協定が署名されるに至ったものであります。

この協定は、北西太平洋の二百海里外の水域におけるソ連系サケ・マスの我が国による漁獲について定めるとともに、北西太平洋の生物資源の保存、管理等のための協力を

初め日ソ間の漁業の分野における協力について定めております。

なお、今後、この水域における毎年の我が国のサケ・マス漁獲については、この協定によって設置される日ソ漁業合同委員会において実態交渉を行い、その結果を両国政府が承認した後に行われることとなります。

委員会におきましては、今回の交渉における基本的対立点、実態交渉の見通しと早期出漁の問題、中型サケ・マス漁業の漁場転換問題、ソ連との対話の促進等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）**

**要旨**

本法律案の内容は次のとおりである。

一、中国の瀋陽に総領事館を設置する。

二、同総領事館に勤務する職員の在勤基本手当の基準額を定める。

三、アフリカの上ヴォルタの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在ブルキナ・ファソ日本国大使館に変更する。

四、在外公館に勤務する在外職員の現地における年少子女の教育費の高額化にかんがみ、その負担の軽減を図るため、加算対象職員の範囲を拡大し、かつ、在外職員の年少子女が特別な事情により在勤地及び本邦以外の地において就学している場合にも加算が認められるようにするとともに、加算限度額を現在の月額一万八千円から三万六千円に引き上げる。

なお、施行期日等に関し衆議院において修正がなされた。

**委員長報告**

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、中国の瀋陽に総領事館を設置すること、及び在外職員の子女教育費の高額化にかんがみ、子女教育手当について加算対象職員の範囲の拡大、加算限度額の引き上げ等の改定を行うことを主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨四日質疑を終え、別に討論もなく、採結の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。